

広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集課 電話(018876) 代 2100番
印刷所 潮東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-117 毎月1日・15日発行

<ミニ知識> 正解のない問題

- A…おかあさがみかんを買ってきました。たけしくんは7つたべました。あといくつこっているでしょう ~ 「条件不足の問題」と呼ぶ。
- B…よし子さんのいえのきんじよには2ねんせいが8人、3ねんせいが6人います。1ねんせいは2ねんせいより4人おおいです。1ねんせいはなん人でしょ。 ~ この場合3ねんせいの人数は何のかかわりもない。余分なのである。これを「条件過剰」という。

これが今波紋を起している正解のない問題である。児童生徒の父兄も機会があったら検討してみてはいかがですか。

町を守って 百年

明治七年に創設された本町の消防は、今年で百周年を迎えたことを記念して、去る六月二十一日総合防災訓練を実施した。町を守り続けて百年、この間における諸先輩の活動ぶりを生かしてみたいと思う。この町の大火の歴史をみると、記録されているものだけでも、明治三年から昭和四十六年六月、七棟全焼した新町の火災まで、大きくは三百戸から十五回の大火が起きている。その歴史に残るものとして、古老の脳裡を離れず、いまだに語り草となっているものに、大正十年十月の川原町を火元とする大火があげられる。

その日十月十三日は、風もないおだやかな秋の夜更けで、火の手があがったのは、下駄卸業(一部わたや)の森沢家からであった。秋たけなわ乾燥期に入っていたため、火は風を呼び、風は火を呼んで、またたく間に川原町と新町をひとなめにし、火の手は古川町を襲った。当時の消防力は、腕用ポンプ二台と三十八人の消防組員だけであった。その無防備状態を打ち消すかのようにふりまわす組

100年に15回の大火が町を襲う

翌日全県築道大会にのぞむ、五城目尋常高等小学校のチームは、その参加をとりやめている。一方昭和六年三月におきた町の大火の時は、自動車ポンプを求めて六カ月目に初体験してはあわてふためいたが、エンジンの過熱が原因であることがわかった。十本のホースを継ぎ足して、バケツで水をかけつけ消火したエピソードがそれである。

員の顔と、町角に風よけを願う赤い腰巻が印象的であった。町中は猛り狂った火の勢いと煙に包まれ、加えて水利の便も悪く消火活動は思うにまかせず、古川町の消火のためには、道ならぬ道、如来寺の境内をポンプを誘きよせてかけ抜け、秋田菊地醸造の井戸に向った。当時はその一帯が製煙で、唯一の水源地としてその井戸だけが頼りであった。消防夫の不足を補うため腕用ポンプの押手に遠藤警察署長も動員された。消火の作業効果は知れたもので町中は渡辺家の味噌醸造倉庫が防火壁となり鎮火したものの、燃えるにまかせた格好であった。



▲広報サロンV

施設老人の生きがい

前養老院長 武田富太郎



最近 生きがいと云う言葉が使われる

人福祉施設においては指導者格の人々から、又慰問等による来訪者からいつも出る言葉である。生きがいの一つと云えよう。又入所者の一人、この仕事は小さい時から身に付けた仕事であり老後の生きがいとして他人に迷惑をかけるようにつづけた。私はこう思う、生きがいは直接幸せと結びつかなければならない。私達のほんとうの幸せとは衣食住に不安がない困らないというだけでなく私達がほんとうに生きていてよかつた、生きていくのが楽しくつた、いづまでもこの楽しみをみつけたらと思うことで、衣食住の安定のほかにも精神的な栄養を十分与える必要があると思う。

内職を手伝っても無理しいは出来ないが、クラブ活動も良いと思ふ。自発的にやる意志があれば、作業は勿論趣味娯楽を問わず他人に迷惑をかけるない方々で、自由に好きにやられることこそほんとうの生きがいではないでしょうか。又、生きがいのある生活とは他人の好意や同情に甘んじて生活することではなく、自らの力で生きぬく気概こそ必要であると思う。

老人福祉施設に勤務して四年数ヶ月の間に、老人達と交流して得た私の感想です。

火と闘う歴史100年

総合防災訓練に空と地上で2,200人参加

6月21日の総合防災訓練は午前9時55分頃、男鹿沖40キロメートル付近が震源と想われる震度5の地震が発生し、一部で家屋の倒壊、水道の断水、電灯、電話の切断で通信が途絶え、国道7号線の新電馬橋及び国道285号線の五城目橋の橋桁が落下し通行が不能となった。
午前10時には仙台管区気象台より日本海沿岸に津波警報が発令された。また八郎潟残存湖船越堤防潮堤が決壊し、水位上昇して大川地区住民へ警戒を広報、また、午前10時五城目第一中学校給食室から出火したという想定のもとに訓練を展開した。なお本町の消防のあゆみはおよそ次のようである。

⇒ 団員堂々の行進



⇒ 五一中給食室から出火



⇒ 避難する生徒たち



⇒ 燃上するバスの消火作業



⇒ 救急班の活躍



- ◆ 五城目町消防のあゆみ
 - 明治七年(一九一〇年) 有志によって消防組が組織され同年十一月二十四日にその筋の認可を得たと古い文獻にある
 - 二十三年五月 有志をもって乙努腕用ポンプを購入、組員三十名で立花組を組織した。
 - 二十七年四月 勅令第十五号で「消防組規則」が發布され、前身の私設有志組が解散し、五城目町消防組が設置され、第一部、第二部の二部制で発足した。
 - 大正十四年五月 独乙型高圧タービン式(一九五二年式、二十五馬力)ガソリンポンプを購入、組員八十名に増員された。
 - 昭和五年九月 フォードA型(一九二九年式、四十馬力)消防ポンプ自動車を購入、第二部に配置運転者二名を採用し、常時勤務を実施し、ここに半常備体制が誕生した。
 - 二十二年十二月 常備消防車を築地町に設置し、部員十名を配置し消防の強化を図った。
 - 二十二年五月 常備消防部庁舎を川原町に移転する。
 - 二十二年六月 町民の寄付金でV8型消防ポンプ自動車を購入し、常備消防部に配置した。
 - 二十四年九月 「消防組織法」の公布により消防本部等設置条例に基づき、常備消防部を消防署として新発足する。(消防ポンプ自動車二台 消防吏員十八名)
 - 二十八年八月 大川村で自動三輪ポンプ車を購入し、大川本村に配置した。
 - 二十九年十月 十二号(市原ポンプ)消防ポンプ自動車を購入し消防署に配置し、ポンプ自動車三台となり、人員も二十二名に増員された。
 - 富津内村で小型動力ポンプ四台購入し、上山内、台、落合、高千穂等に配置した。
 - 三十年三月 近隣五ヶ町村(五城目町、馬場目村、富津内村、内川村、大川村)が合併し五ヶ団として発足した。
 - 四月 小型動力ポンプを購入し、馬場目、中村部落に配置した。
 - 三月 三十一日 消防署V8型消防ポンプ自動車老朽によりジブ型に更新配置した。
 - 三十二年一月 五ヶ団を統合、五城目町消防団とし、旧団を地区隊として、一団、五地区隊、十三ヶ分団と再編成する。
 - 三十九年一月 消防署のオールドA型消防ポンプ自動車老朽により、トヨタ型(森田ポンプ)に更新、配置した。
 - 三十二年四月 消防団を統廃し、一団、十三ヶ分団、三三五名と、消防団の組織の改編を行なった。
 - 四十二年十二月 消防団に消防専用無線電話装置を設置した。
 - 四十三年十二月 新消防庁舎完成し、旧庁舎を廃す。
 - 四十六年七月 小型動力ポンプ三台を購入し、第五分団、第六分団、第八分団に配置した。第二分団手引ガンポンプ老朽により小型動力ポンプ更新配置した。
 - 四十七年八月 日本消防協会より救急自動車より贈りを受け、救急業務を開始する。
 - 四十八年八月 消防署ジブ型消防ポンプ自動車老朽によりニッサン型(森田ポンプ)更新配置する。
 - 六月 日本消防協会より広報自動車の寄贈を受け、消防署に配置する
 - 水そう付ポンプ自動車(森田ポンプ)を購入し、消防署に配置した。

塩化ビニール(モノマー)を含有する 医薬品等の取扱いについて

塩化ビニール(モノマー)を含有する医薬品の安全性について、既に報道されているように保健衛生上の危害の発生が心配されますので、これらの製品の使用は直ちに中止すること。又、該当製品の処理にあたっては高圧ガスを含むため危険ですので捨てないようにしてください。

なお、消費者の手元にある製品は、販売店で消費者から申出があればこれを引き受けることになってください。

塩化ビニール(モノマー)を含有する医薬品は次の通りです。

●塩化ビニール使用医薬品等製品

(注)「製品名」欄の製品名の左側に○印を付したものは医薬部

- ◆ エアシマゾール S
- ◆ 神東塗料(株)
- ◆ ゴゴングラブル
- ◆ ゴンズーパーV
- ◆ ゴンキルタッチV
- ◆ 住友化学工業(株)
- ◆ クリスロプラス
- ◆ K.K常備
- ◆ シャットアウト
- ◆ キング三共(株)
- ◆ キング化学(株)
- ◆ ニューゴキレス
- ◆ 新ビークロイチ
- ◆ ハイビークロイチ
- ◆ 桂屋フエアゾール
- ◆ キング化学(株)
- ◆ エアゾールレ
- ◆ キング化学(株)
- ◆ シャットアウト
- ◆ K.K常備
- ◆ エアシマゾール S
- ◆ 神東塗料(株)
- ◆ ゴゴングラブル
- ◆ ゴンズーパーV
- ◆ ゴンキルタッチV
- ◆ 住友化学工業(株)
- ◆ クリスロプラス

- スミキングエアゾール
- スミチオンプラス
- スミチオンミックス
- スミチールエアゾール
- パンダウンエアゾール
- ゼリア新薬工業(株)
- インスラスーパーセーフ
- インスラスーパーセーフD
- 第一薬品産業(株)
- キルゴド・エアゾール
- 大正製薬(株)
- 強力ビタリサソル
- ワイバアゾール
- ワイバア芳香ソル
- 芳香ワイバアエースゾル
- エアゾールレ
- 武田薬品工業(株)
- マルトン
- ごきぶり用マルトン
- タケダ
- ◆ 中央化学(株)
- ◆ 強力ハイコロン
- ◆ 中外製薬(株)
- ◆ パルサンエゾルトップ
- ◆ パルサンエゾールV
- ◆ パルサンエゾールC
- ◆ パルサンエゾール
- ◆ 油虫とりパルサンエゾールS

- ◆ 東洋セルミー(株)
- ◆ ヤクレットS
- ◆ 強力キレレットエアゾール
- ◆ エアゾール
- ◆ トモノ農業(株)
- ◆ オニオイルA
- ◆ 内外除虫菊(株)
- ◆ 〇〇除虫菊(株)
- ◆ 長岡駆虫剤製造(株)
- インビレスクル
- インビレスソルD
- ゴキロンP
- ゴキロンS



時効になった掛金

来年12月まで回復期間があります

問：私は五十七歳になる小売店主です。国民年金には制度ができた昭和三十六年から加入しましたが、以前、とかく無関心であったこともあって、掛け金は五年くらい前からしか納めていません。先日役場の人から「このままでは年金をもらえない」といわれましたが、どうすればよいでしょうか。

答：五十七歳といえますと、大正五年か六年のお生まれと思われるためには少なくとも十一年間以上掛金を納めなければならぬことになってしまいます。おたすねによりますと、あなたの場合は、これから六十歳の満

期になるまで納めたとしても、必要な期間より三年ないし四年分が不足しています。しかしも滞納した掛金は二年で時効になり、それ以上古くなると納められないことになっていますので、本来ならば老齢年金をもらうことはできません。しかし、昨年秋に法律が改正され、来年十二月まで「限り時効になつて古い掛金も一月九百円で納められる特別措置ができています。したがって、あなたの特齢年金をもらうためには、この特別措置を利用して滞納している掛金を納めればよいことになり、特別措置の利用方法など詳しくは扶養義務者の所得制限限度額について、年収が扶養親族等五人の場合は六百八十八万五千円に引き上げられます。

老人医療費の限度額が

引き上げられます

老人医療費支給制度は、医療給付の自己負担が困難な老人が容易に受療出来るための制度です。従つて、本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合には、この制度の老人医療費の支給対象となつていません。その所得制限の限度額が、昭和四十九年七月から改正され、引き上げられることになりました。その所得制限は本人の所得制限とその配偶者または扶養義務者の所得制限の二つからなつており、本人の所得制限額については、年収が夫婦二人の場合、いままで七十八万円であったものが九十万円に、配偶者または扶養義務者の所得制限限度額については、年収が扶養親族等五人の

所得制限限度額表

1. 本人所得制限限度額

扶養親族等数	0人						1人						2人						3人						4人						5人					
	改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行					
0人	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000	限度額	500,000	500,000						
	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000	給与取算額	778,000	778,000						
1人	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000	限度額	598,000	598,000						
	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000	給与取算額	900,000	900,000						
2人	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000	限度額	753,000	753,000						
	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000	給与取算額	1,094,000	1,094,000						
3人	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000	限度額	908,000	908,000						
	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000	給与取算額	1,284,000	1,284,000						
4人	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000	限度額	1,063,000	1,063,000						
	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000	給与取算額	1,472,000	1,472,000						
5人	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000	限度額	1,218,000	1,218,000						
	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000	給与取算額	1,660,000	1,660,000						

2. 扶養義務者等所得制限限度額

扶養親族等数	0人						1人						2人						3人						4人						5人					
	改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行		改正後(昭49.7.1より)		現行					
0人	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500	限度額	5,347,500	5,347,500						
	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541	給与取算額	6,053,541	6,053,541						
1人	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000	限度額	4,710,000	4,710,000						
	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000	給与取算額	5,240,000	5,240,000						
2人	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000	限度額	5,555,000	5,555,000						
	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000	給与取算額	6,265,000	6,265,000						
3人	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000	限度額	5,710,000	5,710,000						
	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000	給与取算額	6,420,000	6,420,000						
4人	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000	限度額	5,865,000	5,865,000						
	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000	給与取算額	6,575,000	6,575,000						
5人	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000	限度額	6,020,000	6,020,000						
	給与取算額	6,730,000	6,730,000																																	

おしらせ



目営業所
公共料金の値上りとそのしくみ
はどうなっているのだろうか(水道
料金、電気料金)

七月十三日(土)

第一家庭教育学級

一時 五城目町公民館
子どもに豊かな情操をもたせる
ために親は、どうあればよいか。
馬場目小教諭 小玉正文

七月十七日(水)

ゆりかこ家庭教育学級

一時 五城目町公民館
子どもに自主性を育て望ましい
性格をのばすにはどうあればよ
いか。

七月二十日(土)

町民講座(家庭料理コース)

一時三十分 五城目町公民館
「天ぷら」をおいしく揚げるコツ
「酢の物」をおいしくつくるコツ

奥さまスポーツをどうぞ

幸福な家庭は健康な身体から
一テマに我が町では家庭婦人を
対象に、婦人スポーツ教室を開
いております。

奥さま、幸福の大敵は運動不足
です。美容と健康づくりに婦人ス
ポーツ教室に参加しましょう。
日時 午後二時、四水曜日
毎月第二から三時三十分
場所 五城目小学校(柔剣道場
・内容 家庭パレ・ボール
・トラランボルン 他

毎日曜日歩こう運動を行なっ
ています。
町内の名所、旧跡めぐり歩く
運動と郷土史学習が同時に出来
るのし運動会
日時 毎日曜日午前六時集合
集合 上町小玉写真館前
場所 町内名所 旧跡

参加希望者は自由に当日ご参加下
さい。

おはようサイクリング

朝のさわやかな空気を胸一杯す
こんで仲間とたのしくサイクリ
ング
日時 毎日曜日午前六時集合
集合場所 五城目保育園前
方 向 大 鴻方面 井川方面
馬場目方面 内川方面
大川方面等

ハケケケチメモ

ガスバーナーをきれいに

ガス器具はバーナーが生命です
ガスバーナーの炎口は、いつも
にしておきましょう。ガスバー
ナーの炎口は、煮ごぼれや、さび
などで目づまりしやすいものです
目づまりは不完全燃焼の原因にな
ります。ですので、ガス器具用ブラシ
ですすって、表面の汚れを落しま
すが、炎口は、大きすぎても、ガ
スを効率よく燃焼させることがで
きないので注意してください。掃
除したあとは、薄く油で拭いてお
くとサビが出たり、腐蝕したりす
るのを防ぐことが出来ます。

不足な稚アユ

おくれそうな解禁日

町では、去る五月三十一日恒例
のアユの放流を計画しています
二万尾の放流を計画していますが
八郎滝残存湖の稚アユが今年はや
め具合が悪く、収穫量も少ないた
め、このたびは五千尾だけの放流
となっております。
稚アユが揚り次第逐次放流する
ことになりましたが、今年のアユの
解禁は遅れそうな心配です。

(ヤング登場)

旅の楽しみ

畑 町 鎌田 香代子



ひとり鎌倉路をたずねたのは
もう一年以上前のことである
初めてのひとり旅には少々不安
もあったけれど、それはまた気
のあつた仲間とにぎやかに旅す
るとはちがいが、私を感傷的に
させ、いつもの自分とちがって
いるようで何となくうれしくい
気がした。
雑然とした観光名所と対照を
なす。人影もまばらな吉めかし
いお寺にあつて、友人関係仕事
に關すること、そして家庭のこ
ろなどにあれこれ思いをめぐら
すとき、だれにもじまされず
束縛もされないで勝手気ままに
いられることに、ひとり旅の良
さと自由さを実感として感じと
る私である。

海が見たから海へ行き、山
がそこにあるから登るといった
具合に、心のおもむくままに
旅をすることが一番望ましいよ
うに思う。

私の場合、そもそも旅に出る
のは単に気分転換にすぎない。
マンネリ化しつつある仕事に張
り合いをもたせるためであり、
ある問題に行き詰りを感じたと
き環境をかえてみることによつ
ていつもと違った考え方ができ
そうな気がするからである。
そして私が旅に出る今一つの理
由は、その行く手に何なのかお
からない未知のものがあり、今
日の自分をおしたは、一歩成長さ
せてくれるようなものを、何かお
わらない未知のものを求めるた
りである。

旅は私にとって幾多の興味を
もっている。まず、旅は自分を
顧みる場であり、明日の自分を
考える場であり、また見知らぬ
人と出会う機会でもあり、さら
に自分のすむ現実とちがった現
実に直面することのように思う
一般に「旅は現実にの逃避であ
る」といわれるが、ある意味
ではそれが正しいかもしれない
しかし私はこの言葉を素直に肯
定するには少々ためらいがある
むしろ否定的であることの方が
強いようにだ。だいたい「逃避
」という言葉自体が一種のよろ
めたさを感じさせるので好まし
くない。だれしも旅するキッカ
ケはきわめて単純な動機からで
はないだろうか。

旅への魅力は増すばかりである
今年もまた夏を目前にして、三陸
の海へと思いを寄せているきょ
うこの頃の私である。

40才からの健康づくり

最近あちこちで若くして命
を失った話しを聞くにつけ、大
変な悲しみを覚える
す。年をとると
人間は誰でも体の
調子が悪くなってき
ます。しかも、こ
の変化はしのびよ
うになり、気がつ
きなうちに起くる
ものなのです。
近頃では、成人
病といふことばは
すっかりなじみの
あることばになり
ました。そして、
また成人病に対す
る関心も高まって
まいりました。

1 自覚症状がないか、あつても少
ない
2 ガンコに進行する
3 原因がはっきりしないことが多
く、また、たゞきりしない原因が
あるなどがある
4 一人がいるような病氣をもつて
たとは、高血圧ですが、いつ
頃から始まったかということはお
ま

ガン、糖尿病などをいいますが、
これをただお年寄りの病氣と考
えるのは誤りです。脳卒中の場合
も老人の病氣と考えるのは誤り
であつて、40代、50代の働き盛りの
病氣と考えなければなりません。
成人病は20代から始まるだろ
うといわれ成人式の成人をとつて
成人病の言葉が生れてきたとも
されておられます。
それでは成人病とはどんな特徴
があるのだろうか述べてみよう。
1 自覚症状がないか、あつても少
ない
2 ガンコに進行する
3 原因がはっきりしないことが多
く、また、たゞきりしない原因が
あるなどがある
4 一人がいるような病氣をもつて
たとは、高血圧ですが、いつ
頃から始まったかということはお
ま

からないものです。またガンや糖
尿病の場合にも、自覚症状はあ
りません。そして、ガンにしても糖
尿病にしても初めは、ごくゆっ
り進行し、年をとるにつれて、し
どに進行速度を早めます。また
老人になると病氣が二つも三つも
重なつて起くることばあります。
このように、成人病は早いうちに
見つけたして適切な処置をとりま
せんと手おくれになるおそれあ
ります。成人病を予防するには、
また、40才になったら自分の体の
変調が起くる前に、つねに自分の
健康状態を知つておく必要があ
ります。それにはまず一年に一回は
かならず健康診断を受けること
です。果氏の皆検査事業も、こ
ぬさきの杖の親心と考えられます
自分の健康をい一度、検診で確
めいましょう。